

○宮古島市スポーツ観光交流拠点施設設置及び管理に関する条例

平成28年12月21日

条例第47号

改正 令和3年3月25日条例第6号

(設置)

第1条 市民の健康増進及び文化の向上を推進し、本市の産業経済の振興に寄与するため、スポーツ観光交流拠点施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 宮古島市スポーツ観光交流拠点施設

位置 宮古島市平良字下里2511番地35

(利用時間及び休業日)

第3条 施設の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、第19条第1項で規定する地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

2 施設の休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、臨時に開業し、又は休業することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）第2条に規定する国民の祝日

(2) 毎週火曜日（この日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日とする。）

(3) 12月29日から同月31日、1月2日及び3日（年末年始）

(4) 6月23日（慰霊の日）

(利用許可)

第4条 施設及びその附属設備を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた内容を変更しようとするときも、

同様とする。

2 市長は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をする場合において管理上必要な条件を付けることができる。

（利用期間）

第5条 施設の利用期間は、引き続き6日を超えることはできない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（利用許可の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設及びその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他市長が利用を不相当と認めるとき。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 第4条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、利用許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは指示に違反したとき。
- (2) 正当な手続によらないで利用の目的、内容等を変更したとき。
- (3) 災害その他不可抗力により施設の利用ができなくなったとき。
- (4) その他利用が不相当と認められるとき。

2 前項の規定による利用許可の取消し又は利用の制限若しくは停止によって、利用者が被った損失については、市はその責めを負わない。

(使用料等)

第9条 施設の使用料は、別表第1のとおりとする。

- 2 附属設備及びその他設備の使用料は、別表第2に定める金額以内で規則に定める。
- 3 使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。
- 4 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、別表第1に定める使用料に100分の70を乗じて得た額から当該使用料に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、市長の承認を得て使用料を定めることができる。
- 6 利用者は、やむを得ない事由により利用時間を延長する場合は、市長の許可を受け超過使用料を納付しなければならない。
- 7 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(令3条例6・一部改正)

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備)

第11条 利用者は、市長の許可を受けて特別の設備等を設置及び利用することができる。

(令3条例6・一部改正)

(入場の禁止等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 感染のおそれのある疾病にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる行為をする者
- (3) 秩序を乱し、又は保安上危険と認められる者

(利用者の管理義務)

第13条 利用者は、施設の利用に当たってはこの条例及びこの条例に基づく規

則を守り、その利用する施設等について善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(保安の責任)

第14条 利用者は、利用期間中入場者の整理、警備、施設の設備の操作その他施設の利用に伴う保安の責めを負うものとする。

(職員の指示等)

第15条 利用者は、施設の職員（以下「施設職員」という。）の指示に従わなければならない。

2 利用者は、利用中の施設に施設職員が職務執行のため立ち入るときは、これを拒むことはできない。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、施設の利用が終了したとき、又はその利用を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に復して施設職員の検査を受けなければならない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が代わって行い、その費用を利用者から徴収する。

(販売行為の禁止)

第17条 施設の入場者を対象に物品の販売をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(損害賠償等)

第18条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定めるところにより原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第19条 施設の管理について必要があると認めるときは、指定管理者を指定し、管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者を指定した場合は、第4条から第6条まで、第8条、第9条第4項及び第6項、第10条から第12条まで並びに第16条から第18条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条及び第10条の規定並びに別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第20条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 施設の管理運営に関する事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の行う事業)

第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の利用許可、利用許可の取消し並びに使用の制限及び使用の中止に関する業務
- (2) 利用料金の収納に関する業務
- (3) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (4) 施設の活用に係る企画立案に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者の選定及び指定)

第22条 市長は、第20条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、施設の管理を最も適切に行うことができると認める者を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定する。

- (1) 第20条第1号に規定する事業計画書(以下この条において「事業計画書」という。)に、前条に掲げる事業及び業務について具体的な計画を明示している者であること。
- (2) 事業計画書において施設の運営を、市民の平等利用が図られるようにしている者であること。
- (3) 事業計画書の内容を、施設の管理に係る経費縮減を図るものとしている者であること。
- (4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有する者であること。
- (5) 沖縄県内に主たる事務所を有する者であること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置目的を達成するために十分な能力を有する者であること。

(指定管理者の指定の取消し等)

第23条 市長は、指定管理者が地方自治法第244条の2第10項の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者の指定又は取消しの告示)

第24条 市長は、第22条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は前条第1項の規定によりその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第25条 指定管理者は、保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 第21条各号に掲げる業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業報告書の提出)

第26条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) 施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 施設の利用料金の徴収の実績
- (3) 施設の維持管理にかかる経費の収支状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の管理の実態を把握するために必要な事項

(指定管理者の原状回復義務)

第27条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第23条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原

状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(運営委員会)

第28条 市長は、施設の円滑な運営を図るため、宮古島市スポーツ観光交流拠点施設運営委員会を設置する。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日条例第6号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第9条関係)

(令3条例6・一部改正)

1 施設使用料

(1) 専用利用 (アリーナ)

入場料区分 (市民利用)		平日 (円)		土、日、祝日 (円)	
		1時間	全日	1時間	全日
入場料を徴収しない場合		2,500	30,000	3,250	39,000
入場料を徴収する場合	1,000円未満	3,800	45,600	4,940	59,280
	1,000円以上2,000円未満	6,600	79,200	8,580	102,960
	2,000円以上3,000円未満	9,400	112,800	12,220	146,640
	3,000円以上4,000円未満	12,200	146,400	15,860	190,320

	4,000円以上	15,000	180,000	19,500	234,000
--	----------	--------	---------	--------	---------

入場料区分（その他）		平日（円）		土、日、祝日（円）	
		1時間	全日	1時間	全日
入場料を徴収しない場合		3,500	42,000	4,550	54,600
入場料を徴収する場合	1,000円未満	5,320	63,840	6,916	82,992
	1,000円以上2,000円未満	9,240	110,880	12,012	144,144
	2,000円以上3,000円未満	13,160	157,920	17,108	205,296
	3,000円以上4,000円未満	17,080	204,960	22,204	266,448
	4,000円以上	21,000	252,000	27,300	327,600

(2) 個人利用（アリーナ）

入場者区分	未就学児童	高校生以下	一般	高齢者・障害者
1回の利用につき	無料	100円	200円	100円

(3) 専用利用（会議室）

会議室	1時間につき 1,100円
-----	---------------

2 設備使用料

場内放送施設	1回につき 1,100円
冷房（会議室）	1時間につき 500円
照明施設（アリーナの）	全点灯 1時間につき2,000円、1 / 2点灯 1時間につき

み)	1,000円
衛生費（100名以上で 利用する場合のみ）	4時間未満 1,600円 4時間以上 3,200円

備考

- 1 この別表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
 - (2) 「市民利用」とは、次のいずれかの条件を満たす場合をいう。
 - ア 構成員の7割以上が、市内に在住、在勤又は在学している団体による利用
 - イ 不特定多数の来場者を集めるイベントについては、市内に登録簿上の本社、支店又は事業所を有する法人その他の団体による主催、かつ来場対象者の5割以上を市民とする場合の利用
 - (3) 「専用利用」とは、施設を予約し、貸し切り専用で利用する場合をいう。
 - (4) 「個人利用」とは、「専用利用」の予約のない開場日に入場する場合をいう。
 - (5) 「高齢者」とは、満65歳以上の者をいう。
 - (6) 「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳及び療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者をいう。
- 2 利用者が許可された利用時間を超過して利用する場合における使用料の額は、次のとおりとする。
 - (1) 午前9時から午後10時までの間は、超過時間1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）につき、当該区分に定める使用料に100分の120を乗じて得た額
 - (2) 午後10時から翌日の午前9時までの間は、超過時間1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）につき、当該区分に定め

る使用料に100分の150を乗じて得た額

- 3 メインフロアの床面積の2分の1を区分して利用する場合における使用料の額は、当該区分に定める使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 イベント等の当日以外に、準備、撤去等のため専用して利用する場合における使用料の額は、当該区分に定める使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 5 商業宣伝若しくは営業又はこれらに類似する行為を目的として使用する場合における使用料の額は、入場料4,000円以上の使用料区分欄を適用する。
- 6 前面広場のみを利用する場合における使用料の額は、当該区分に定める使用料に100分の25を乗じて得た額とする。

別表第2（第9条関係）

	単位	使用料（円）
附属設備	1回1点につき	50,000
持込器具電力利用	1日あたり	5,000
水道利用料金	1立方メートルあたり	5,000
空調利用料金	1時間あたり	10,000